

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

IRS 様式 W-8IMY、様式 W-8BEN-E の更新および関連 インストラクションを公表

2017 年 8 月 2 日

1. はじめに

米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は 2017 年 6 月に改訂版様式 W-8IMY (IRS ウェブサイト(英語、PDF)) を、2017 年 7 月に改訂版様式 W-8BEN-E (IRS ウェブサイト(英語、PDF)) を公表した。これは 2017 年 1 月に公表された最終規則および暫定規則、歳入手続 2017-15 で公表された新 QI 契約を踏まえたものであり、適格デリバティブディーラー (Qualified Derivatives Dealer: 以下「QDD」) や外国事業体の米国支店の宣誓、スポンサー付 FFI (Foreign Financial Institution: 外国金融機関) およびスポンサー付直接報告 NFFE (Non-Financial Foreign Entity: その他の外国事業体) の GIIN (Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号) 取得等の更新が行われている。

旧様式を使用するに当たっては、2017 年 1 月に公表された TD9808 により、財務省規則 § 1.1441-1(e)(4)(viii)(C) が変更され、旧様式での受け入れ可能期間が変更となっていることに留意されたい。

ここでは、その概要と各様式における主な変更点を記載する。

2. 旧様式での受付可能期間の変更

様式の改定があった場合、これまでは様式の改訂日から 6 カ月間は旧様式を使用することができたが、規則が変更され、改定日から 6 カ月間もしくは改訂した年の暦年末のいずれか遅い日まで、旧様式を使用することができることとなった。様式 W-8IMY、W-8BEN-E の改訂日はそれぞれ 2017 年 6 月と 7 月であることから、W-8IMY は、2017 年 12 月末まで、W-8BEN-E は 2018 年 1 月末までは、旧様式を使用することも可能である。源泉徴収義務者は法令上は、上記の期限までは旧様式の提出を受け入れることができ、受け入れた様式の有効期限の終了までこれに依拠することができるが、実務上は、様式が更新された場合には新様式での提出を要求する。

3. 改訂版様式の主な変更点

(1) 様式 W-8IMY

1) 適格デリバティブディーラー(QDD)

改訂版様式では、新 QI 契約で新たに設けられた QDD の要件を反映するよう更新されている。QDD として支払を受ける場合には、様式 W-8BEN-E ではなく、改訂版様式 W-8IMY を使用し、QDD としての役割を果たす適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」) である旨の宣誓と、当該支払についての租税条約に基づく恩典の申請の両方を行うことが可能となった。ただし、租税条約上に基づく恩典の申請にあたっては、様式 W-8BEN-E パート III で求められている情報を含む表明文書を様式 W-8IMY とともに源泉徴収義務者に提出しなければならない。

2) 米国支店の宣誓

2017 年 1 月に公表された FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法) 最終規則では、外国事業体の米国支店についての一定の要件が変更された。当該変更を受け、仲介人である米国支店が米国(法)人 (U.S. Persons) として取り扱われない FFI の場合には、改訂版様式 Line 4 において米国支店を選択し、Line 19c において 2017 年 7 月 1 日以降に行われる支払について、第 4 章に基づく源泉徴収を回避するため、財務省規則 § 1.1471-4(d)(2)(iii)(C) に規定されるルール (参加 FFI として求められる本人確認、報告、源泉徴収に関する義務) を適用する旨の宣誓をすることとなる。

また、これまで米国(法)人として取り扱われる FFI の米国支店に関しては、FATCA に遵守する特定の FATCA ステータスを有する FFI の支店であることが求められていたが、財務省規則の修正に伴い、特定の FATCA ステータスである必要がなくなったことから、インストラクションにおいて、該当する場合には Line 5 (FATCA ステータス)、9 (GIIN) は記載が不要であると記載されている。

(2) 様式 W-8IMY および様式 W-8BEN-E に共通する重要な変更点

1) 制限 FFI および制限支店

制限 FFI および制限支店ステータスは 2016 年 12 月 31 日に失効していることから、改訂版様式から削除された。

2) 登録みなし遵守 FFI であるスポンサー付 FFI およびスポンサー付直接報告 NFFE

2017 年 1 月 1 日付で、登録みなし遵守であるスポンサー付 FFI およびスポンサー付直接報告 NFFE は、各様式に記載するための自らの GIIN を取得することを義務付けられ、スポンサー事業体の GIIN を記載することはできなくなった。改訂版様式は当該要件を反映するよう変更されている。

3) 報告免除 IGA FFI

改訂版様式は、財務省規則における源泉徴収義務者が報告免除(Nonreporting)IGA FFI の本人確認を行う際の要件を反映するよう更新されている。スポンサー付事業体である報告免除 IGA FFI は GIIN の記載が必要な場合、自らの GIIN を記載しなければならず、スポンサー事業体の GIIN を記載することはできなくなった。

(3) 様式 W-8BEN-E の重要な変更点

1) 外国納税者番号(TIN)

改訂版様式のインストラクションでは、金融機関の米国事務所もしくは支店に口座を保有する一定の口座保有者が、本様式において、外国納税者番号の記載が必要となる要件および例外が明確化された。原則、必要となるのは、米国において金融機関に口座を保有する場合で、様式 1042S の報告対象となる米国源泉所得を受取る場合となる。

4. 改訂版様式 W-8IMY の各項目の変更点

前述の主な変更点を踏まえ、改訂版様式 W-8IMY においては各項目が変更されているが、ここでは、QI の役割を果たす日本の金融機関において特に関連する可能性のある改訂について概要を記す。

(1) 様式パート III 適格仲介人

旧様式では大きく分けて 2 つの項目であったが、改訂版様式では、すべての QI 向け、QDD の役割を果たさない QI 向け、QDD 向けの 3 つの大きな項目に変更された。QI の役割を果たす日本の金融機関の多くに該当があると思われる、旧様式からの改訂部分は以下のとおりである。

- Line 14 旧様式 14a に相当し、QI の役割を果たすすべての金融機関がチェックを入れる。小項目の文言が、(i) から (iii) のいずれかに該当、から一つ以上に該当、へと修正された
- Line 15c 旧様式 14e に相当。第一義的様式 1099 報告およびバックアップ源泉徴収義務を負わない QI はチェックを入れる
- Line 15d 旧様式 14e(ii) に相当。バックアップ源泉徴収の対象となる米国受取人の口座を所有し、FATCA 要件に基づき IRS へ報告を行う場合にチェックを入れる

■ Line 15e 旧様式 14e(iii) に相当。バックアップ源泉徴収の対象ではない米国受取人の口座を下流金融機関が所有し、FATCA 要件に基づき下流金融機関が IRS へ報告を行う旨の宣誓を入手している場合にチェックを入れる

■ Line 16a および 16b 改訂版様式より、新たに追加された。QDD の役割を果たす QI は Line 16a にチェックを入れる。QDD が QDD の役割を果たすための要件を満たし、かつ潜在的な 871 条(m)取引に関して行う支払に対する第 3 章、第 4 章および第 61 章、ならびに 3406 条に基づく第一義的源泉徴収および報告義務を負う旨の宣誓を行う。

また、Line 16b において、QDD の事業体分類(法人・パートナーシップ・みなし事業体)から該当するものを選択する

(2) 様式パート X スポンサー付 FFI

Line 23a からスポンサー事業体の GIIN 記載欄が削除された。

(3) 様式パート XIX 報告免除 IGA FFI

Line 32 から受託者開示信託の受託者またはスポンサーの GIIN 記載欄が削除され、受託者が米国(法)人か米国以外の外国(法)人かを選択する項目が設けられた。

5. 改訂版様式 W-8BEN-E の各項目の変更点

前述の主な変更点を踏まえ、改訂版様式 W-8BEN-E においては各項目が変更されているが、ここでは、日本の金融機関において特に重要となる改訂部分を記載する。

(1) 様式パート IV スポンサー付 FFI

Line 16 からスポンサー事業体の GIIN 記載欄が削除された。

(2) 様式パート XII 報告免除 IGA FFI

Line 26 から受託者またはスポンサーの GIIN 記載欄が削除され、受託者が米国(法)人か米国以外の外国(法)人かを選択する項目が設けられた。

おわりに

最終受益者として米国投資を行い、配当・利子・ロイヤルティー等の米国源泉所得を受け取る事業体は、租税条約に基づき軽減税率の適用を受けることが適格である事業体であることを源泉徴収義務者へ通知するために、様式 W-8BEN-E を提出する必要がある。また、自らの FATCA ステータスを開示する目的のため、様式 W-8BEN-E の提出が求められる場合がある。他の者のために仲介人としての役割を果たす金融機関は W-8IMY を提出する必要がある。新規の提出、有効期限の到来、または記載内容に変更があった場合等、今後改訂版様式で提出を行う際には、必ずインストラクションを確認した上での適切な記載が必要となるので留意されたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
アシスタントマネジャー	上田 真樹	masaki.ueda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.